

議会案第2号

階上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び階上町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出します。

令和8年6月12日提出

提出者	階上町議会議員	大江和夫
賛成者	階上町議会議員	百目木和俊
賛成者	階上町議会議員	小坂正年
賛成者	階上町議会議員	渡部高明

階上町議会議長 長根岩夫 殿

階上町議会委員会条例の一部を改正する条例

階上町議会委員会条例(昭和62年階上町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条中第2項から第4項までを削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第7条中第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

(開会の特例)

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき

は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開催することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第18条第1項中「委員会」の次に「(第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。)」を加える。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長に使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項に規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

地方自治法の一部改正に伴う委員会に係る手続のオンライン化、女性・若者がより働きやすい議会とする観点等から委員会をオンライン開催する場合の特例及び委員選任に関する規定について、所要の整備を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議員の議案提出権)

第112条第1項 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

▽階上町議会会議規則

(議案の提出)

第14条第2項 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。